（情報通信戦略企画官） **第五十二条**　［略］ 2　情報通信戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関するものを助ける。	（情報通信戦略企画官） **第五十二条**　［同上］ 2　情報通信戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年七月二十日から施行する。